

網走市ホームページ

<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>

このページの「市議会」をクリックして下さい。

目次	p 1	フォトジャーナル
	p 2 ~ 3	11月臨時会・12月定例会のトピックス
	p 4 ~ 5	一般質問から
	p 6	一般質問から・議決結果等



フォトジャーナル

呼人小児童が議会を傍聴

十二月十五日、呼人小学校六年生の皆さんが、今年最後の市議会となる第四回定例会議会の一般質問の傍聴に訪れました。

傍聴に訪れた六年生十人は、社会科の授業で自分たちの暮らしがどのようなふうにつくられているのかなど、「身近な暮らしと政治」をテーマに現在学習しており、議会の傍聴のほかに、市庁舎内の見学も行いました。

市庁舎を訪れた児童は、市の担当者から財政状況などの説明を受けた後、市議会を傍聴し、一般質問のやり取りを熱心にメモをとりながら、約二十分間真剣に耳を傾けていました。

児童の眼に、市議会がどのように映ったのか気になるところでありますが、今後とも市民の付託に応えられる議会となるよう一層の努力することを誓った一日でありました。

平成十七年度各会計決算を認定

平成十七年度各会計決算審査については、先の九月議会で決定された委員十一名で構成する特別委員会を設置して十月三日から五日まで所管部ごとに詳細に審査しました。

九月十二日、本会議終了後に一回目の委員会を行い、委員長に大崎清茂委員、副委員長に岡本俊行委員を選出しました。

十月三日からの委員会で実質審査がはじまり、改めて市の担当者から市全体の財政状況及び平成十七年度決算の内容について説明がありました。

続いて監査委員から決算に対する意見の報告があり、その中で、実質収支額は七千五百万七千円の黒字決算である。しかし、特別会計では、歳入歳出差引額で五十三億六千八百万円の赤字であることや、借金に頼る比率の公債費比率では二七・三％で前年

な事業について詳細に審査しました。

水産港湾関係では、網走港湾、能取漁港育てる沿岸漁業、リークサイドのとりなどについて審査しました。

三日目は、經濟部、農業委員会、建設部、水道部関係について審査し、観光資源、補助金のあり方、空き店舗対策、道路整備事業、除雪について市営住宅などについて審査しました。

水道部関係では、昨年まで単独で決算審査をしてきましたが、今回から一緒に審査することになり、上・下水道料金、漏水起債の状況などについて審査しました。

今回から審査方法が変わり、三日間の審査を通じて今まで以上に活発な議論が展開されました。同時に、今後、委員会としてどのような形で理事者に対して関係資料を求

めていくかについての議論もありました。

十月十二日、取りまとめの委員会が開かれ、各党派として決算を認定するか、しないかの意見が述べられました。

不認定の意見として、一般会計は、ここ三年ほど債務が減少しているが、反対に債務負担が増え、結果として債務残高は増加傾向にある。生活道路の計画的整備、リフォー

ム資金の支援など評価する施策もあるが総体的には「不認定である」という意見がありました。

また、認定に賛成の意見としては、予算の執行は財政の健全化と効率的な財政運営に向けて最大限努力されており、ここ数年は単年度決算で黒字となつているとの意見があり、委員会としては賛成多数で「認定すべき」と決定しました。

なお、水道事業会計に

については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

その後、十一月十四日に開かれた臨時議会において、大崎委員長から「認定すべき」との委員会審査の経過と結果について報告があり、それに対し、日本共産党議員団が、一般会計と能取漁港整備など四特別会計について認定すべきでないとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定されました。



決算審査委員会での審査

網走市生活安全条例を制定

この条例制定には、近年、新聞やテレビ等で連日のように報道されているとおり、各種の犯罪が発生し、犯罪発生件数が増加している傾向があり、さらに交通安全や、消費者金融被害など、身近なところで市民に直接かわつてくる多くの問題があり、不安を持つ市民が大変増えてきたことなどが背景にあります。

このため、市におけるそれぞれの部署や関係機関、団体等において、安全確保に向けた取り組みが進められており、将来にわたって総合的かつ継続的に取り組む意思を確認し、犯罪事故等が発生させない環境づくりを行うために、この条例が制定されました。

道内市町村の平成十八年四月一日現在の制定状況は、市では三十五市中、十六市が制定しており、市全体の四十六%、町村では百四十五町村中、七十五町村が制定しており、町村全体の五十二%となり、道内においては、約半数の自治体で制定しています。

また、北海道では、平成十七年三月三十一日に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」が制定されています。

当市における制定に係る要望等については、民生委員児童委員連盟網走支部から要望書が提出されているほか、網走警察署からも生活安全条例、交通安全条例の制定について、要請を受けていました。

議会においても、過去に一般質問等で条例制定に係る提言がありました。

この条例案の審査を行った生活福祉委員会においては、これまで条例に係る市民部、福祉部、教育部の課長会議等を行い、さらには民生委員、防犯協会、警察など各関係団体からも意見聴取を行い、条例の内容について、細部にわたり調整等を進めてきたとの説明があり、全会一致で可決すべきものと決定し、本会議においても可決しました。

この条例により、市民の安全に対する意識が高まっていくことを期待します。

網走市下水道条例の一部を改正

（家庭用デイスポージャーの使用を禁止）

本定例会において、デイスポージャーの使用を禁止するため「網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について」の議案が上程され、全会一致で可決しました。

デイスポージャーは、野菜くずや魚の骨・内臓など、台所の生ゴミを砕いて、水と一緒に下水道に流し込む機械のことです。デイスポージャーを使用することで台所から生ゴミはな

くくなりますが、生ゴミを含んだ下水は重金属（カドミウム・水銀等）を含むことになり下水汚泥に蓄積されていくことから、各地で使用禁止の取り組みがなされてきています。

デイスポージャーの使用を放置することは、管渠、処理場への影響が予想されるとともに、下水汚泥に含まれる重金属の数値の上昇が懸念され、現在当市が推進している下水汚泥の農地還元システムの崩壊をも招くおそれもあることから、使用を禁止するための条文を追加し、条例の一部改正を行いました。

追加する改正条文は次のとおりです。

（下水排除の制限）

第九条の五 使用者は、生ごみ等を処理するためデイスポージャー（生ごみ等を破碎し汚水による排出するものをいう。）を使用し、公共下水道にこれを排除してはならない。

ただし、規則で定めるデイスポージャー排水処理システム等を利用する場合は、この限りでない。